

改正

平成27年7月10日

平成29年11月2日

江別市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、江別市が所轄庁となる社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主性及び自立性を尊重し、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な運営の確保を図ることを目的として行う、法令又は通知に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、主たる事務所が市の区域内にあり、その行う事業が市の区域を越えない法人とする。

(指導監査の種類)

第3条 指導監査は、一般監査及び特別監査とし、いずれも実地において行う。

(一般監査)

第4条 一般監査は、別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる社会福祉法人の区分に応じ、同表の右欄に定める頻度で実施するものとし、その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人、指導監査の時期等を内容とした指導監査の実施計画を策定するものとする。

2 新たに設立された法人に対する一般監査は、当該法人の設立後、当該設立年度又は次年度において、速やかに実施するものとする。

3 法人の運営等に関する問題が発生した場合又は毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合は、第1項の実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施するものとする。

(特別監査)

第5条 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。

(指導監査の実施通知)

第6条 指導監査の実施に当たっては、対象となる法人に対し、指導監査の根拠規定、指導監査の日時及び場所、監査担当者、準備すべき書類、情報公開の実施等について、文書により通知するものとする。この場合において、一般監査は、原則として21日前までに文書により通知するものとする。

(指導監査の実施)

第7条 指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知）に従い、同通知別紙（以下「ガイドライン」という。）に記載する監査事項（同通知別添4により省略できる項目を除く。）について法人の役職員等からの聴取及び関係書類の閲覧により行うほか、特別監査については、運営等に係る問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行うものとする。

(指導監査後の措置)

第8条 市長は、指導監査の結果、法令、前条に規定する通知等の違反が認められる場合は、当該違反が認められる事項について改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導（以下「文書指摘」という。）するものとする。ただし、当該違反の程度が軽微である場合又は文書指摘によらなくても改善が見込まれる場合は、口頭により指導（以下「口頭指摘」という。）することができる。

2 市長は、指導監査の結果、法令、通知等の違反が認められない場合において、法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。

3 市長は、文書指摘があるときは、指導監査実施後、原則30日以内に、指導監査結果通知書（第1号様式）により文書指摘の要旨及び第13条に規定する情報公開を行う旨を通知するものとする。

- 4 市長は、対象法人に対し、改善方法について、期限を定めて、改善状況報告書（第2号様式）により報告するよう求めるものとする。
- 5 市長は、前項の報告について、必要があると認めるときは、実地により改善状況を確認するとともに、必要な指導を実施することができる。

（勧告）

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき指導を行った事項について改善が図られない場合は、当該法人に対し、改善勧告書（第3号様式）により改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に係る事項の改善状況について、期限を定めて、改善状況報告書により報告するよう求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた法人が、期限内に勧告に従わなかったときは、法人の名称、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

（改善命令）

第10条 市長は、法人が正当な理由がなく前条第1項の規定による勧告に係る改善措置をとらなかつたときは、当該法人に対し、改善命令書（第4号様式）により当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合において、市長は、事業所名、命令に至った経緯等を公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による命令に係る事項の改善状況について、期限を定めて、改善状況報告書により報告するよう求めるものとする。

（業務停止命令等）

第11条 市長は、法人が正当な理由がなく前条第1項の規定による命令に従わないときは、当該法人に対し、業務停止命令書（第5号様式）により業務を停止することを命令し、又は役員解職勧告書（第6号様式）により役員解職を勧告することができる。

2 市長は、法人が法令に基づき市が行った命令若しくは定款に違反し他の方法により指導監査の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたって社会福祉事業を行わないときは、解散命令書（第7号様式）により解散を命ずることができる。

（聴聞等）

第12条 市長は、第10条第1項並びに前条第1項及び第2項による命令に該当すると認められる場合は、当該命令の名宛人となるべき者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 前項の規定は、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

3 市長は、前条第1項に規定する勧告に該当すると認められる場合は、当該勧告の名宛人となるべき者に対して、弁明の機会の付与を行わなければならない。

（情報公開）

第13条 市長は、指導監査を実施したときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載するものとする。

- (1) 指導監査を実施した法人の名称
- (2) 指導監査の種類及び実施日
- (3) 指導監査の実施結果（文書指摘の有無及びその要旨）
- (4) 文書指摘に対する改善状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第4号の改善状況は、次の各号に掲げる報告の内容等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより表示するものとする。

- (1) 文書指摘に係る改善が完了したと認められる場合 改善済
- (2) 文書指摘に係る改善に着手し、又は着手する意思が明示され、改善が見込まれる場合 改善見込み
- (3) 文書指摘に係る改善に着手する意思が認められない場合又は正当な理由なく第8条第4項に規定する報告期限を過ぎても報告がない場合 未改善

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月10日）

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則（平成29年11月2日）

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	社会福祉法人	実施基準
A	法人の運営について、法令及びガイドライン等に照らし、大きな問題が認められる法人又は法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費、報酬の請求等に関する大きな問題が認められる法人であって、重点的かつ継続的に指導監査が必要と認められる法人	毎年度1回及び必要に応じて随時の指導監査を実施する。
B	A、C及びDの区分に該当しない法人	3年に1回の指導監査を実施する。
C	A及びDの区分に該当しない法人であって、次のいずれかに該当すると認められる法人 (1) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が市に提出され、専門家による適正な支援を受けていると認められる法人 (2) 苦情解決への取組が適切に行われ、次のいずれかに該当する場合であって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると認められる法人 ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、各サービスに係る受審状況を勘案し、法人全体のサービスの質の向上に努めていると判断されること又はISO9001の認証取得施設を有していること。 イ 福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れ及び地域との交流が積極的に行われている等、地域社会に開かれた事業運営が行われていること。 ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。	4年に1回の指導監査を実施する。
D	Aの区分に該当しない法人であって、会計監査人による監査又は会計監査人を設置していない法人において会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に無限定適正意見又は除外事項を付した限定適正意見（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されており、財務の状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる法人	5年に1回の指導監査を実施する。